

2022年11月28日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘殿

株式会社オーネット
社長室 部長 折原昭男
東京都中央区晴海 1-8-12
電話 050-5840-1303



回答書

弊社宛に送付いただきました「2022年9月27日付け ネットとうほく 2020（検）第4号-6」「照会書（4）」につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

記

1. 契約条項の変更について

当社の2022年7月16日付け回答書1項にお示しした契約条項の変更は、プレミアムプランに係る契約についてのものでございます。

なお、既に契約関係書類の変更も完了しておりますが、それ自体をご送付する必要はないと考えますので、その点ご了承ください。

2. 活動初期費用について

既にご説明しているとおり、活動初期費用（83,600円）の対象となる役務は、①写真館での写真撮影、②オーネットパスへのデータ掲載、③ウェブサイト（イントロG）へのデータ掲載の3つであるところ、このうち①及び②は1回的な役務の性質を有するものです。

「②オーネットパスへのデータ掲載」について説明を補足しますと次のとおりです。すなわち、オーネットパスとは、当社の指定する支社又は会場の専用のブースに設置されたパソコンにおいて、会員が、他の会員のデータ（写真及びメッセージを含む。）の検索及び閲覧をすることができるデータベースをいいます。会員がデータ登録をした後の掲載期間について定めはなく、会員は掲載を取り下げること、再掲載を希望することもできます。なお、再掲載をする場合には別途登録料をお支払いいただきます。このようなサービスの性質及び料金体系からおわかりいただけますように、ここでいうデー

タ掲載とは「登録」を意味し、したがって、当社ではこれを1回的な役務と取り扱っています。

他方、「③ウェブサイト（イントロG）へのデータ掲載」とは、当社のウェブサイト上にある、個人が特定できない形式での会員データベースへの掲載をいいます。掲載期間は3ヶ月に限られておりますが、再度3ヶ月間掲載することもできます。なお、会員が再度の掲載を希望する場合には別途再掲載料金が必要となります。このようなサービスの性質及び料金体系からおわかりいただけますように、ここでいうデータ掲載とは、「②オーネットパスへのデータ掲載」（登録）とは異なり、一定期間、閲覧に供することをいい、したがって、当社ではこれを継続的な役務と取り扱っています。

そこで、「①写真館での写真撮影」及び「②オーネットパスへのデータ掲載」は、登録日には提供済みとなりますので、当社が未提供の役務について課金をしているということはありません。

3. 入会金について

当社の入会金（33,000円）は、2022年7月16日付け回答書2項(2)でご説明しましたように、入会契約・会員登録事務の対価であり、当該役務は月会費の対象であるサービスとは区別されます。

ところで、特定商取引法49条2項2号、同法施行令16条・別表第4は、役務提供開始前の解除の場合に顧客に請求することができる「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」を、結婚相手紹介サービスについては3万円と定めています。この金額は、他の指定役務と比べて高く設定されているところ、それは、結婚相手紹介サービスが、その性質上、初期の登録、審査、情報提供等の手続において比較的多くの業務を要するためであると承知しています。実際、当社においても、新規入会者に対する業務は、全体の業務の中で相当な割合を占めています。

かかる立法経緯及び業界の実情等に照らせば、法律上「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」として認められている額に消費税を加えた額が、入会金として合理的な範囲を超える金額であるとは到底考えられません。また、この金額の対象となる役務の内容を個別に挙げて、それぞれの対価及びその算定根拠を示すなどということは、事業者が無理を強いるものというほかはありません（仮にそれが不可能でないとしても、営業機密として開示できません。）。

したがって、これ以上のご回答はいたしかねます。

4. 最後に

貴法人からは4度にわたる照会を受けておりますが、既にご回答申し上げた点について重ねてご照会があったり、逆にそれまで問題視されていなかった点について突然ご照会があったりなど、当社といたしましては、いつ尽きるともしれないご照会に困惑しております。

貴法人におかれましては、徒らにご照会を繰り返されることのないようご検討いただきたくお願い申し上げます。

以上